

平成25年度第3回政策会議

日時 平成25年10月15日（火） 11:00～11:15
会場 市長会議室
参集者 工藤市長 中林副市長 片岡副市長 山本教育長 谷口企画部長
川越総務部長 山田財務部長

暴力団排除の推進に関する条例の制定について

◎対応 大竹市民部長 五十嵐市民部次長 川井くらし安心課長
田畑くらし安心課主査

◆ 議題の趣旨 ◆

平成23年4月に施行された北海道暴力団の排除の推進に関する条例を受け、本市においても、市民、事業者、行政などが一体となって暴力団の排除に取り組む姿勢を打ち出し市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため条例を制定するもので、この条例案の内容を協議しました。

◆ 協議の結果 ◆

条例案の内容は了承されました。

◆ おもな発言 ◆

■大竹市民部長

北海道が、平成23年4月に暴力団の排除の推進に関する条例を制定したが、本市としても、警察などからの要請を受けた中で、条例の必要性があると判断し、制定に向けて準備を進めており、この度条例案を策定した。

■川井くらし安心課長

函館市暴力団排除の推進に関する条例の概要について説明する。

まず、本市としての条例制定の必要性についてだが、暴力団の排除に対する姿勢を明確にすること、北海道の条例では規定されていない措置を規定することが主な理由である。

条例の主な内容だが、市の責務、市民および事業者の責務、市の発注工事や事務または事業からの排除、市の公の施設利用からの排除、市民および事業者への支援、広報および啓発ならびに青少年に対する指導等に関する支援などである。

条例の効果だが、市民の暴力団排除意識の向上と市民の安全で平穏な生活の確保ならびに暴力団の資金源を断ち、組織の弱体化を促すことなどを見込んでいる。

条例施行の時期だが、今後は、11月上旬からパブリックコメントを実施し、原案を確定させた後、来年3月の議会での議決後、およそ1か月の周知期間を経て、平成26年5月1日からの施行を予定しているところである。

■工藤市長

北海道の条例と同じような内容なのか。

■川井くらし安心課長

基本的に北海道の条例に沿った内容になっている。あえて違いを言えば、「暴力団の排除に関する措置を講ずる際に、必要があれば警察へ意見を聴くことができる」旨の規定は本市オリジナルである。

他都市では、個人情報情報の活用についての規定を設けているところもあるが、それでは暴力団に関することであれば無制限に情報を活用できると誤解される恐れがあると思われるため、本市では情報を限定的に活用することを明確にするため、このような規定にした。

■工藤市長

市の事務等や公の施設の管理において、暴力団排除の措置を講ずる場合のみに限定するということがどうか。

■川井くらし安心課長

ご指摘のとおりである。

■谷口企画部長

道内の他の自治体の動きはどうか。全自治体が今後条例を制定していくということなのか。

■川井くらし安心課長

9月末現在では道内179市町村のうち137の自治体で条例を制定しているが、警察などからの要請もあることから、今後も、各自治体における制定に向けた取り組みは進んでいくものと思われる。

■工藤市長

本件については了承した。